

# 平成25年度税制改正に関する 要望について

平成25年1月10日

千葉県市長会  
千葉県町村会

国際的な社会経済状況の影響や急速な少子高齢化、人口減少等を背景に、地方税収入等が減少する中、先般、「社会保障・税一体改革関連法」が成立し、地方消費税の引き上げが図られることについては一定の評価をしております。

また、これを受けて、社会保障制度改革国民会議での議論がスタートいたしました。年金、高齢者医療及び生活保護等、国民生活に直結する重要な課題について、法定期限までに、国民が安心して生活できる持続可能な社会保障制度の実現に向けた、長期的視野での結論が導き出されることを期待する次第であります。

その一方で、社会保障制度運営の中核を担うのは、まさに住民と直接向き合う市町村であります。市町村の現場の意見が十分反映された形で、市町村が求める施策が確実かつ効果的に進められるよう、制度及び財源について、しっかりとした道筋をつけていただくことが必要であると考えております。

特に、社会保障と税の一体改革の一環として、子ども・子育て関連3法が成立・公布されたことにより、待機児童の解消に向けた小規模保育等の子ども・子育て支援給付をはじめとして、多様な保育等が拡充されると期待されます。

これに関して、国は、消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とし、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要であるとしておりますが、その確保の手立てについては、未だ示されておられません。

子ども・子育て関連3法に基づく新たな支援策の実施主体は市町村であります。市町村が主体性を高めつつ、地域の子どもや子育てに関するニーズを把握し、それらを適時的確に施策へ反映することが極めて重要となることから、今後、施策実施に当たり、必要な財源は増加すると見込まれます。

さらに、高齢化の進展等に伴い、市町村においては、社会保障関連経費は今後も増嵩するとともに、安全・安心な社会の実

現に向け、防災・減災事業に係る財政需要等が増大する中、住民ニーズに的確に対応した諸施策の一層の推進を図るため、引き続き税財源の充実強化を図ることが必要となります。

つきましては、下記事項について、特段の措置を講じられま  
すよう強く要望いたします。

## 記

- 1 車体課税について、自動車重量税の税収の約4割が譲与税として、自動車取得税の税収の約7割が交付金として、それぞれ市町村に配分される仕組みとなっており、本県においては、平成23年度決算ベースで、自動車重量譲与税として約124億円、自動車取得税交付金として約52億円が県内市町村にそれぞれ配分されている。

ついては、両税は市町村にとって地方税の偏在性を是正する、貴重な安定財源となっていることから、極めて厳しい市町村の財政状況を踏まえ、代替財源を講じることなしに一方的な廃止は受け入れることはできず、市町村の財源配分の仕組みを含め現行制度は堅持すること。

- 2 ゴルフ場利用税について、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付される仕組みとなっており、本県においては、平成23年度決算ベースで、32億円がゴルフ場所在市町村に交付されている。

ついては、ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の財政需要に要する大変貴重な財源として、また生涯スポーツ社会の実現とそれによる生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活の実現等に大きく寄与することから、現行制度を堅持すること。

- 3 償却資産に対する固定資産税について、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価額の

5%を評価額の最低限度とする、現行制度を堅持すること。

- 4 住宅取得対策として住宅借入金等特別控除制度の延長等を検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税で行うべきものであり、仮に、個人住民税に影響を及ぼす場合にあっては、その減収補てんについて、国の責任において全額措置すること。
- 5 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保については、地球温暖化対策等環境施策において市町村の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。

平成25年1月10日

自由民主党税制調査会

会長 衆議院議員 野田 毅 様

自由民主党税制調査会

副会長 衆議院議員 林 幹雄 様

自由民主党税制調査会

副会長 衆議院議員 森 英介 様

衆議院議員 富田 茂之 様

千葉県市長会長 根本 崇

千葉県町村会長 岩田 利雄